

# 緊急事態措置（特定措置区域）③

5月16日(日)～5月31日(月)（16日間）

## 飲食店以外の施設への要請②

### <対象施設>

映画館、劇場、集会場、展示場、貸会議室、  
運動施設、遊技施設、美術館など

### <要請内容>

- 人数上限を**5,000人**、かつ収容率の**50%以内**
- イベントを開催する場合は**午後9時まで**  
(イベント以外の場合は午後8時まで)